

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 農業経営課

法令名		肥料の品質の確保等に関する法律				法令番号		昭和 25 年法律第 127 号		
手続名		普通肥料の登録				根拠条項		第 7 条		
審査基準		申請書の記載事項及び肥料の見本について調査し、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称がその主成分又は効果に関して誤解を生ずる恐れがないことを確認した場合、当該肥料を登録する。								
受付機関	農業経営課	処理機関	農業経営課	交付機関	農業経営課	標準処理期間		45 日	目次	
						標準經由期間		一日	No.	